

広島県告示第九百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成二十年十二月十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十年十一月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三二七号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
尾道市因島中庄町字沖田六四七番二地先から 尾道市因島中庄町字時森三二七二番一地先まで		一八・〇〇	一四四・三〇	一四四・三〇	
	一二・六〇	二五・五〇			
	一四四・三〇				拡幅